

「津山市物品等指定業者に登録されたら」

津山市物品等指定業者に登録された方は、津山市契約規則、関係法令及び関係諸規定を遵守し、以下の内容を確認の上、誠実に取引をしてください。

1. 物品購入方法

津山市では、『合計金額10万円以上』または『1品3万円以上』のものは、原則として契約監理室で入札又は競争見積した後に、担当課が契約・発注します。

（役務は特別な場合を除いて、入札又は競争見積を行います。）

（学校・教育委員会等では上記によらない場合がありますので、ご了承ください。）

に該当しない小額なものは、担当課から発注します。直接店頭で購入する場合や電話等で発注する場合がありますので、随時対応をお願いします。

100万円以上の物品・役務等については、「津山市物品等指定業者指名委員会」に諮り、入札・競争見積等を行います。

2. 競争見積・入札・随意契約

競争見積

競争見積時は指名した登録業者宛に「見積依頼書」をFAXまたは郵送で送付します。「見積依頼書」には見積書の提出方法や条件を提示しています。また、付属する「見積仕様書」の内容を熟読のうえ、競争見積に参加してください。

入札

津山市では原則として、2種類の方式の入札を実施します。

1) 指名競争入札

該当する登録分類の業者を、津山市が指名して入札を実施するものです。

「入札参加指名通知書」を郵送等で送付します。

2) 一般競争入札

津山市が指名するのではなく、参加資格を満たす業者が入札参加意思を表明することにより入札を実施する方式です。

該当する案件がある場合は、原則として津山市契約監理室のホームページ及び市役所前掲示板にて公告文を掲載します。（必要に応じて、入札予告をホームページに掲載します。）

公告文の内容を熟読して参加資格を満たしているか確認の上、参加してください。

また、入札方法については2種類の方法があります。

1) 郵便入札

入札書を郵送で契約監理室へ送付する方法です。「入札参加指名通知書」または

「公告文」に、「郵便入札」で実施の旨を記載しています。

2) 集合入札

市役所に来庁の上、入札する方法です。「入札参加指名通知書」または「公告文」に「集合入札」で実施の旨を記載しています。

随意契約

取扱できる業者が1社しかないときや緊急に必要な場合等は、入札や競争見積によらず、随意契約で契約・発注することがあります。

2. 見積・入札上の注意

見積仕様書・入札指名通知が送付されたらよく読んでください。

また、一般競争入札の場合には公告文をよく読んでください。

入札において貴社の都合で辞退したいときは、必ず文書かFAXで入札までに辞退の旨を通知してください。

(津山市ホームページ中に、棄権(辞退)様式を掲載しておりますのでご利用ください)

見積書・入札書には、必ず指名登録時に使用印鑑として登録した印鑑を押印してください。

入札において修正液や修正テープ等で入札書を訂正することや、訂正印による金額訂正は絶対しないでください。これらで訂正された入札書による場合は失格となります。

3. 見積・入札の指名について

原則として、見積・入札の指名は、市内業者の第1希望で取扱分類を選択した業者を指名します。

例外として、第1希望の取扱分類を選択した業者がいない又はごく少数である場合などに、第2希望、第3希望の取扱分類を選択した業者も指名します。また、市内業者が少数である場合は市外業者も含めて指名することがあります。

なお、「4 印刷製本」「26 旅行・運輸」「32 清掃・防虫駆除」の分類は第1希望で取扱分類を選択した業者しか指名をしません。

4. 契約等について

1回の発注の合計金額が50万円を超えるときは、必ず契約書の作成が必要となります。また、金額が200万円を超えるときは、保証人または保証金が必要となります。(契約締結は担当課が行います)

請求書には、購入品目のほか、規格・数量・単位・単価・合計金額(¥止め)・納入場所・住所・会社名・代表者名を記入し、使用印鑑を押印してください。(請求書を、修正液や修正テープ等を使用して訂正することは絶対しないでください)

5．支払いについて

担当課が検収・検査の後に、支払の手続きをとります。支払い時には、事前に債権者登録（口座の登録）が必要です。

6．取扱分類の変更

登録した取扱分類や取扱分類の順位は、この指定業者指名申請書の有効期間に、1回だけ変更が可能です。変更申請後、審査期間が約2ヶ月必要ですのでご注意ください。

7．変更の届出

次のような場合は、すみやかに変更の届出をしてください。

- 住所・名称・代表者・役員・委任先・使用印鑑・電話番号等に変更があったとき。
- 廃業・合併・組織変更等があるとき。

支払い先について変更がある場合は、債権者登録の変更手続きも必要です。

8．情報公開に係る見積・入札の取扱いについて

落札結果については、契約方法の原則である「機会均等・透明性・公正性の確保」の観点から、原則として見積・入札結果については一般公開の対象とします。（落札できなかった方についても、件名、業者名、金額等が公開対象となります）

また、落札者以外に契約監理室からは、落札結果の連絡をいたしませんのでご了承ください。

9．指名停止等

見積・入札、契約にあたり不正があったときや市に損害を与えた等のときには、指名停止等のペナルティーを科すことがあります。

お問合せ 〒708-8501

岡山県津山市山北520

津山市役所 財政部 契約監理室

TEL (0868) 32-2018

FAX (0868) 32-2150

<http://www.city.tsuyama.lg.jp>